

鳥取県告示第81号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積（以下「基準面積」という。）以下とする旨の届出があったので、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニサン後藤駅前店
米子市米原1480-2、1480-7、1480-15
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社ユニサン 代表取締役 木下 立己 米子市安倍103-1
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 1782.27平方メートル
変更後 0平方メートル
- 4 基準面積以下となった年月日
平成23年12月22日
- 5 基準面積以下とする理由
ユニサン後藤駅前店を閉店するため
- 6 届出年月日
平成23年12月20日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の廃止届出書
- 8 縦覧に供する期間
平成24年2月14日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課